



## 南阿蘇で介護予防はじめてみませんか？

### 通いの場とは？

通いの場は、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」「介護予防」の輪を広げる場所です。人と人とのつながりにより支えあえる地域となることを目指す活動です。

「通いの場」に決まった定義はありませんが、国は毎週1回以上介護予防活動（体操など）を実施することを推奨しています！



通いの場登録団体：村内27ヶ所（R8.3月末現在）

活動内容例：いきいき体操、茶話会、地域の清掃活動、脳トレ

### 支援内容

- 体操のDVD配布
- 健康教室（希望に応じて実施）
- 専門職による現地支援（希望に応じて実施）



## 令和8年度高齢者通いの場づくり事業費補助金について

南阿蘇村では、高齢者が健康づくりや社会参加につながる機会の充実を図るため、住民主体の通いの場づくりを推進しています。

### ■ 補助条件

- ① 原則週1回以上開催し、1回の開催時間の基準は2時間程度とする。
- ② 1回開催あたりおおむね5人以上参加すること。
- ③ 年間40回以上実施すること。
- ④ 村内に住む高齢者とし、複数の通いの場に所属することは出来ない。
- ⑤ 活動内容は、参加者の実情に応じた多様な活動とする。  
ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は認めない。
- ⑥ 定められた様式で活動日誌を整備すること。
- ⑦ 政治、宗教などの活動や営利を目的とした団体でないこととする。

### ■ 補助金額

下記の表に掲げる額をすべて合算した額とします。

区分	補助金額（算出方法）
基本額	60,000 円
参加人数加算額	申請時参加人数×4,000 円
開催回数加減算額	（開催実回数－40 回）×1,500 円 ただし、上限 30,000 円とする。

※年度途中で事業を開始した場合には年度末までの月数による月割りとし、基本額及び参加人数加算額を合算した額とします。千円未満の端数については切捨てとします。



#### 【問い合わせ先】

南阿蘇村役場健康推進課

高齢者支援係

TEL:0967-67-2704